

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、次表に掲げる部分を開示すべきである。

文書名等	開示すべき部分
精神障害者の発見通報について	「精神障害者と認めた理由」欄に記載された情報のうち、110番通報の内容及び通報の必要性を警察官が判断した部分を除く客観的事実のみが記載された部分
	被通報者の入院・通院暦及び家族構成
診察通知書	通知の相手方氏名に肩書きとして付記された情報（保護者）
措置入院費自己負担額決定通知書	
入院措置解除通知書	
措置入院に関する事前調査及び移送記録票	立会通知年月日及び通知方法
その他共通事項	全ての様式上の項目名

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成20年5月12日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「○年○月○日、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づいて行われた私の措置入院に関する記録の一切」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次の情報（以下「本件対象情報」という。）を本件請求の対象となる保有個人情報として特定し、平成20年5月20日、条例第14条第3号（以下「第3号」という。）、条例第14条第7号（以下「第7号」という。）に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(1) 平成○年○月○日付け保有個人情報

- ア 精神障害者の発見通報について（以下「通報書」という。）
- イ 診察指示書
- ウ 診察通知書
- エ 措置入院に関する診断報告書（以下「診断報告書」という。）
- オ 措置入院に関する診断書（以下「診断書」という。）
- カ 診察結果通知書
- キ 入院措置通知書
- ク 入院通知書
- ケ 措置入院費自己負担額決定通知書（以下「自己負担額決定通知書」という。）
- コ 措置入院者等搬送業務実施通知書

- サ 措置入院に関する事前調査及び移送記録票（以下「移送記録票」という。）
 - シ 措置入院のための移送に関する診察記録票（以下「診察記録票」という。）
- (2) 平成〇年〇月〇日付け保有個人情報
- ア 措置入院者の症状消退届（以下「症状消退届」という。）
 - イ 入院措置解除通知書

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年6月4日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

開示されていない部分は、医者 の 氏名 や 住所 だ と 思 わ れ る が、この部分が開示されないと架空の人間が書いたものかもしれないし、本当に医者 が 書 いた も の か 確認できない。

重要な部分が墨書きされたとすると、それが結論に悪影響を及ぼすことになっても批判の余地なく、肯定されてしまうおそれがある。

不合理な内容があっても検証できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の理由説明書によると、本件対象情報を部分開示した理由などについては、次のとおりである。

- 1 開示請求の対象となった保有個人情報には、第3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るものが含まれており、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるため、当該部分を不開示とした。

第三者としては、具体的に、精神保健福祉法第20条の保護者（以下「保護者」という。）、診察を実施した同法第18条の精神保健指定医（以下「指定医」という。）、診察に立ち会った者、移送を行った補助者・同行者等である。

- 2 開示請求の対象となった保有個人情報には、第7号に規定する県の機関が行う事務に関する情報であって、事務の性質上、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、当該部分を不開示とした。

当該部分は、個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは、将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある。また、これらの情報を開示することにより、本人に悪影響を及ぼしたり、記録作成者と本人との信頼関係を損なったりすることが認められる。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、異議申立人を指定病院に措置入院させたことに関する記録である。

措置入院は、精神保健福祉法に基づいて、医療及び保護のために、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある者を県知事の権限で指定病院に入院させる制度である。措置入院の必要性については、精神保健福祉法第29条第2項の規定により、指定医2名以上が診察し、判断することとされている。

開示請求の対象となった事案においては、平成〇年〇月〇日、〇〇警察署長が精神保健福祉法第24条の規定に基づき、福山地域保健所長（当時）に、異議申立人を被通報者とする通報を行い、当該保健所長は、精神保健福祉法第27条第1項の規定による診察の必要性を認め、2名の指定医に診察を依頼した。これを受けて、当該指定医が診察を行い、その診察結果に基づき、当該保健所長は入院措置を行った。

本件処分において、実施機関が不開示とした情報は、次のとおりである。

- (1) 通報書、移送記録票及び症状消退届のうち、それぞれに記載された保護義務者、現任保護者及び保護者の氏名、性別、続柄、生年月日、年齢、住所、電話番号及び職業（以下「保護者等の氏名等」という。）
- (2) 通報書のうち、「精神障害者と認めた理由」欄に記載された情報（以下「精神障害者と認めた理由」という。）
- (3) 通報書のうち、入院・通院歴、家族構成（以下「入院・通院歴等」という。）
- (4) 診察通知書、入院措置通知書、自己負担額決定通知書及び入院措置解除通知書のうち、通知の相手方の氏名及びその氏名に付記された肩書き（保護者）（以下「通知の相手方の氏名等」という。）
- (5) 診察指示書、診断報告書、診断書、診察記録票及び症状消退届のうち、指定医の氏名及び印影並びに移送記録票に補助者として記載された指定医の氏名（以下「指定医の氏名等」という。）
- (6) 診断書のうち、生活歴及び現病歴（以下「生活歴及び現病歴」という。）
- (7) 診断書のうち、陳述者の氏名及び続柄（以下「陳述者の氏名等」という。）
- (8) 診断書のうち、診察に立ち会った者の氏名、性別、続柄、年齢（以下「診察に立ち会った者の氏名等」という。）
- (9) 移送記録票のうち、同行者の氏名（以下「同行者の氏名」という。）
- (10) 移送記録票のうち、立会通知年月日及び通知方法（以下「立会通知年月日等」という。）
- (11) 症状消退届のうち、主治医の氏名（以下「主治医の氏名」という。）

2 本件対象情報の一部を不開示としたことの妥当性について

(1) 保護者等の氏名等について

保護者等の氏名等について、実施機関は第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

第3号本文は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることを定

めている。

実施機関が不開示とした部分に記載された情報は、いずれも保護者等が識別され得る情報であり、第3号本文に該当すると認められる。

次に、第3号は本文に該当する情報であっても、例外的に開示すべき場合をただし書として定めているので、以下それらに該当するか検討する。

ア ただし書イでは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるときは、開示することとされている。

保護者等については、精神保健福祉法第28条に規定する「現に本人の保護の任に当たっている者」であるが、それが誰であるかは被通報者（異議申立人）が通常知り得る情報ではなく、また、誰が保護者等とされたかは、被通報者に通知することになっていない。

そうすると、保護者等が誰であるかは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえず、第3号ただし書きイに該当するとは認められない。

イ ただし書ロでは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を開示することとしているが、保護者等が誰であるかがこれに該当するとは認められない。

ウ ただし書ハでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示することとしているが、保護者等は公務員として任命されているものでないことは言うまでもないため、これに該当するとは認められない。

したがって、保護者等の氏名等については、いずれも第3号本文に該当し、かつ同号ただし書き各号のいずれにも該当しないと認められ、これらの情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 精神障害者と認めた理由について

「精神障害者と認めた理由」欄に記載された情報について、実施機関は第7号に該当するため、不開示としたと主張する。

第7号本文は、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とすることを定めている。さらに同号は県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある定型的な場合をイからへまでに例示的に列挙しており、そのうち同号へは個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とすることを定めている。

また、同号が規定する当該事務に支障をおよぼすおそれの程度は、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

通報書に記載される本欄の内容には、110番通報の内容や通報の必要性を警察官が判断した部分が含まれており、これらの記載部分については、後日、その内容が被通報者に知られることを前提とすれば、110番通報者が通報をためらったり、警察官がその率直な意見や判断を通報書に記載することをためらったりすることが予想され、その結果、措置入院の要否について、正しい判断が

できなくなるおそれがある。

したがって、これらの記載部分については、第7号へに該当すると認められ、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、その他の記載部分については、警察官が職務行為として客観的事実のみを記載した情報であり、これらの情報については開示しても、同号に規定する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、開示すべきである。

(3) 入院・通院歴等について

入院・通院歴等について、実施機関は第7号に該当するため、不開示としたと主張する。

通報書に記載される被通報者の入院・通院歴及び家族構成は、被通報者を保護した際に警察官が関係者から聴取し記載した情報であるが、当然、被通報者自身も了知している情報である。

これらの情報については、その記載内容から関係者が特定される可能性を考慮したとしても、同号に規定する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

したがって、入院・通院歴等については、開示すべきである。

(4) 通知の相手方の氏名等について

通知の相手方の氏名等について、実施機関は第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

通知の相手方の氏名等のうち、氏名については、第3号本文に該当し、かつ同号ただし書各号のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、氏名に付記された肩書き（保護者）については、保護者が誰であるかは公開されていないため、開示しても、通知の内容などから直ちに通知の相手方が類推されるおそれがあるとまでは認められず、開示すべきである。

(5) 指定医の氏名等について

指定医の氏名等について、実施機関は第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

指定医は、精神保健福祉法第18条の規定により厚生労働大臣が医師のうちから指定するもので、公務員として措置入院を必要とするかどうか等の判定を行うこととされている。厚生労働大臣が誰を指定医に指定したかについては、一般に一切公表されておらず、また、実際に誰が指定医として診断を行ったかは被通報者に知らされることはない。

また、指定医は公務員として職務を行うのであるが、ただし書ハでは、職及び当該職務遂行の内容を開示することとしているのであり、氏名を開示するとはしていない。

したがって、指定医の氏名等は第3号本文に該当し、かつ同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(6) 生活歴及び現病歴について

「生活歴及び現病歴」欄について、実施機関は第7号に該当するため、不開示としたと主張する。

本欄は、異議申立人を診察した指定医が被通報者本人からの聴取内容及び被通報者以外から収集した情報等を総合して記載したものである。

本欄の記載内容が異議申立人に開示されると、誰が指定医に情報を提供したかが推察され、その結果、情報提供者からの率直な意見が得られなくなり、今後の診察に必要な情報収集が困難になると考えられる。

そうすると、今後、保健所が行う措置入院に関する診断に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、生活歴及び現病歴は、第7号へに該当すると認められるため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(7) 陳述者の氏名等について

陳述者の氏名等について、実施機関は第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

陳述者の氏名等については、前記(6)で述べた「生活歴及び現病歴」欄の情報提供者の氏名及び続柄であり、前記(6)と同様に第7号へに該当する情報である。

したがって、陳述者の氏名等については、第7号へに該当すると認められるため、第3号該当性を判断するまでもなく、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(8) 診察に立ち会った者の氏名等について

診察に立ち会った者の氏名等について、実施機関は第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

診察に立ち会った者の氏名等については、指定医が異議申立人を診察した際に立ち会った者の氏名及び続柄であるが、診察時の異議申立人の状態が診察時の状況を認識できる状況であったかについては定かではないため、異議申立人が了知する情報であるとは認められない。

したがって、診察に立ち会った者の氏名等については、第3号本文に該当し、かつ同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(9) 同行者の氏名について

同行者の氏名について、実施機関は第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

同行者の氏名については、異議申立人を収容先病院へ移送する際に同行した者の氏名であり、開示請求者以外の個人が識別され得る情報である。

したがって、同行者の氏名については、第3号本文に該当し、かつ同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(10) 立会通知年月日等について

立会通知年月日等について、実施機関は第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

立会通知年月日等については、異議申立人を収容先病院へ移送する際に、現任保護者に立会いについて通知した年月日とその通知の方法が記載されたものであり、第3号に該当するとは認められない。

したがって、立会通知年月日等については、開示すべきである。

(11) 主治医の氏名について

主治医の氏名について、実施機関は第3号に該当するため、不開示としたと主張する。

主治医の氏名については、異議申立人の措置症状が消退したことについて、収容先病院が実施機関に届け出た際に記載されたものであるが、引き続き入院継続の判断がされており、異議申立人が必ずしも主治医を認識できる状態であったか定かではないため、異議申立人が了知している情報であるとまでは認められない。

したがって、主治医の氏名は、第3号本文に該当し、かつ同号ただし書各号のいずれにも該当しないため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(12) その他共通事項

実施機関が開示とした全ての様式上の項目名については、条例上の不開示事由のいずれにも該当するとは認められないため、開示すべきである。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 11. 18	・ 諮問を受けた。
20. 12. 4	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 2. 25	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
21. 3. 5	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
21. 3. 30	・ 異議申立人から意見書を収受した。
21. 4. 14	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 5. 26 (平成 22 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 6. 23 (平成 22 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 7. 27 (平成 22 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 9. 10 (平成 22 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第1部会】

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院教授
野 崎 亜 紀 子 ※平成 22 年 7 月 27 日まで	広島市立大学准教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授